

給水装置工事設計・施工指針の一部改正（案）の概要

1 改正する背景

給水装置工事設計・施工指針は、水道法及び小田原市水道給水条例等に基づき、給水装置工事の設計や施工等に係る基準を定めたものですが、県内水道事業体の動向等を踏まえ、より適正な給水装置工事の施行を確保するため、一部改正を行なうものです。

2 改正の概要

主な改正内容は、次のとおりです。

(1) 給水装置材料の変更について(指針 P. 6, P. 11, P. 52, P. 84 参照)

水道局が費用を負担することのできる範囲を除く給水装置の使用材料については、日本工業規格や日本水道協会規格等の基準適合品に変更するものです。

(2) 逆止弁設置の義務化について(指針 P. 84, P. 85 参照)

口径 25mm 以下の水道メーターと同様に、口径 40 mm 以上についても逆止弁の設置を義務付けるものです。

(3) メーターボックスについて(指針 P. 88 参照)

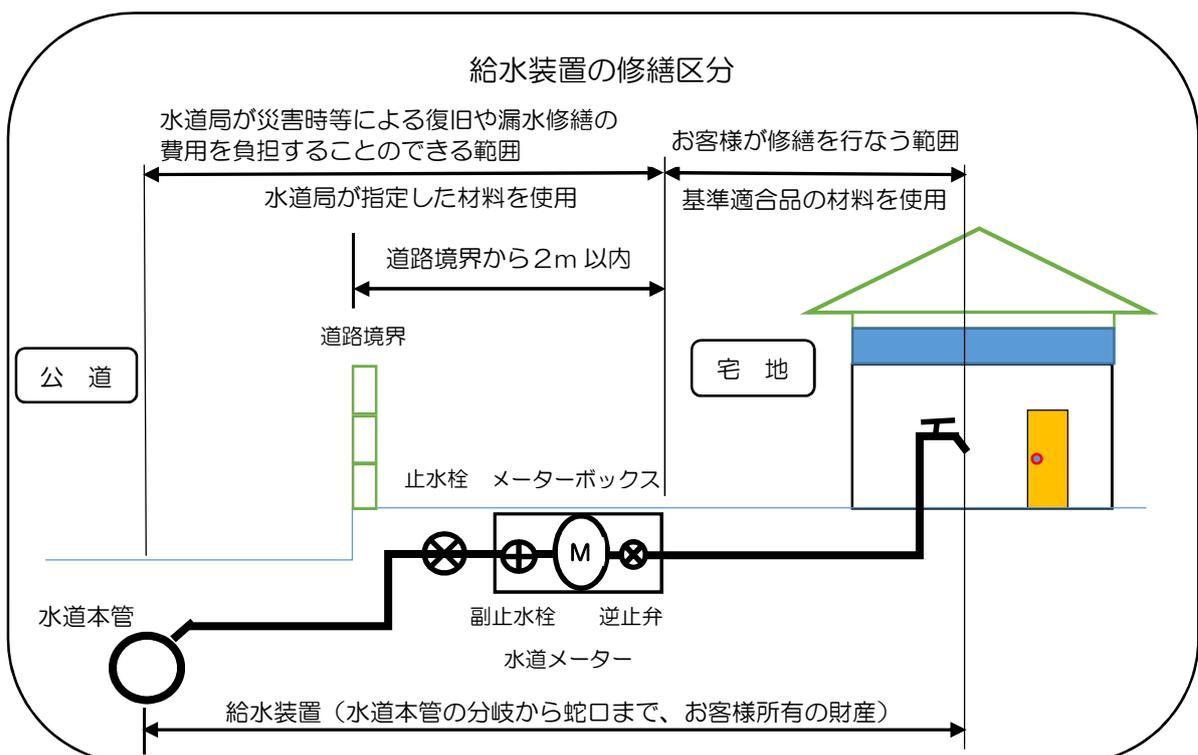
口径 40 mm 以上のメーターボックスと同様に、口径 25 mm 以下についても工事申込者による費用負担とするため、寸法及び規格を定めるものです。

(4) 水道メーターの口径選定基準について(指針 P. 50 参照)

水道メーターの口径選定基準となる適正使用流量範囲を変更するものです。

(5) 申請書類について(指針 P. 143, P. 144 参照)

給水装置工事の申請書類に記載する誓約事項を変更するものです。



※詳細につきましては、「給水装置工事設計・施工指針の一部改正（案）」をご確認ください。

3 適用日

平成 31 年 4 月 1 日（予定）